

# 諸見小学校いじめ防止等基本方針（抜粋）

本方針は、人権尊重の理念に基づき、諸見小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶する目的に策定するものである。

## （1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）「一定の人間関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

## （2）いじめの未然防止として「いじめを許さない学校づくり」

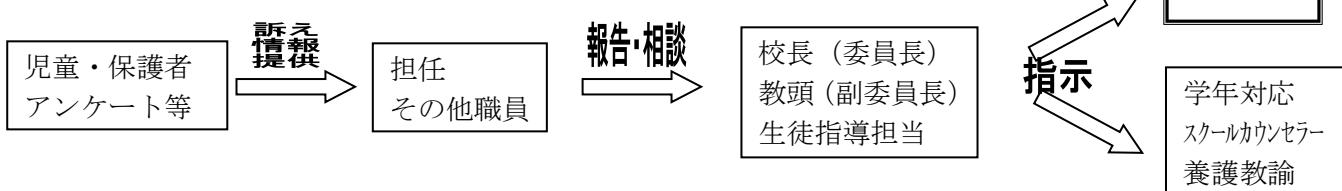
- ①児童理解を深め、児童一人一人を大切にするとともに、日常的ななかかわりの中で教職員と児童間の信頼関係づくりや児童相互の人間関係づくりに努める。
- ②いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。
- ③いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ④いじめている児童に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑤いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払って見守る。（解決まで最低3か月を要すること）

## （3）観察・情報収集

- 日常的な観察 ○いじめチェック表 ○定期的なアンケート調査の実施 ○メモ日記の活用
- 教職員間の情報交換 ○保護者又は地域住民等からの情報提供

## （4）学校における対策組織「いじめ防止対策推進本部」

- ① 招集  
重大事態、またはそれに発展するおそれのある事例があった場合
- ② 組織構成  
校長（委員長）、教頭（副委員長、情報窓口の責任者）、生徒指導主任、教育相談担当、教務主任、該当担任、関係教諭、学年主任、養護教諭、S C等の教育支援員、事案に応じて校長の判断により、他の教員が加わる。※ケースに応じ変更有
- ③ 対策組織の役割
  - ・いじめ防止の「学校基本方針」の策定（見直しと再構築、学校評価への対応）
  - ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議
  - ・いじめの認定といじめ発見のための調査
  - ・ケース会議
  - ・保護者への対応
  - ・生徒指導担当または関係職員による事案の報告（職員連絡会・職員会議等）
  - ・毎月の問題行動として委員会へ報告・提出（生徒指導担当）
- ④ いじめ発生時の対策組織招集までの流れ



## (5) 学校全体としてのいじめ対応・取り組み（全体構想）

いじめとは

いじめの対応についての基本認識  
『大人の社会で許されないことは社会でも許されない』

児童等に対して一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

○いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと  
○いじめ問題に対して被害者の立場に立った親身の指導を行うこと  
○いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること  
○学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要出ること  
○いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること



どの子にも、どの学校にも起こりえる問題として

